

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更
認可申請に係る審議（11回目）

1. 日 時

令和4年4月5日（火） 10:30～11:10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 加藤、北間、町田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 事案処理職員から3月29日（火）の討議を踏まえた答申案並びに3月31日（木）の討議を踏まえた議事概要について確認した後、審理の結果、東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案について、認可することが適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。